地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月21日

横浜市契約事務受任者下水道河川局長 遠藤 賢也

## 1 契約の概要

今回は、基準局である外郷橋(平戸永谷川)及び四ツ谷橋(和泉川)で不具合が発生したことから、機器の更新作業を実施した。

- 履行(納品)場所 戸塚区前田町85地先ほか
- 3 契約日 令和6年7月5日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年7月5日~令和7年2月6日
- 5 契約金額 1,661,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)

₹231-0041

神奈川県横浜市中区吉田町 65 番地 ERVIC 横浜 9F 昱株式会社 神奈川支店

## 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

現在、河川企画課では、神奈川県水防計画に定められる 12 か所ある基準水位観測所の維持・管理を行っている。この 12 か所の基準局水位については、区役所から発出する避難指示等の判断に資するほか、水防警報の発表基準にも利活用されており、不具合が発生した際は早急な対応を行う必要があるため、本契約を締結することとした。

## 8 契約の相手方の選定理由

前回、対象箇所の機器更新作業を実施しており、機器仕様の再設定は当該業者以外に 履行することが不可能なため。

## 9 所管課

下水道河川局河川企画課